

～議会基本条例とは～

1. 条例策定の背景

我が国は、少子高齢化の進行や、人口減少社会の到来など、厳しい課題に直面しており、地方公共団体はこれらの課題に積極的に対応することが求められています。

こうした中、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の意思決定機関として、また、執行機関を監視する機関としての地方議会がその役割を十分に発揮することがますます重要になっています。

議会基本条例には、「議会と議員の活動原則」「市民と議会との関係」「市長と議会との関係」について明記され、議会の本来持つ役割を十分に果たすことが期待されます。

今、議会基本条例を制定している議会は、全国で450を超えております。今年度中には600に達するとも言われ、この数は全議会の3分の1以上に当たります。

これほど全国的な議会改革の動きは10年前では考えられませんでした。現在、ほとんどの議会において何らかの議会改革に関する取り組みが行われています。

2. 今、議会に求められること

市民の多様な意見、広域化する地域の課題を把握し、民意を反映した実情にあった政策を立案すること。

市の意思決定機能及び市政の監視機能を発揮し、市民への説明責任を果たすこと。

3. 条例に盛り込む五つの柱

広く市民の意見を聴き、地域の課題を把握し、市政に反映させるよう努める。

市議会の機能を十分に発揮して、積極的な政策立案、提言を行うよう努める。

積極的に情報を公開し、透明性を高め、市民に開かれた議会を目指す。

議員同士の活発な討議により、市政の課題を整理し問題点を明確化する。

議会運営などを見直し、開かれた議会のため不断の議会改革に努める。

4. 議会基本条例の構成

1. 前文

議会の存在意義や重要性の確認、理念と目的達成に向け決意の表明

2. 総則(目的・基本方針)

地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上に寄与することを目的とする

3. 議会・議員の活動原則

言論の府である議会本来の姿を実現していくための活動原則

- ・会派の役割
- ・議長選出過程の透明化

4. 市民と議会の関係

情報公開の推進と説明責任、市民参加による開かれた議会の実現

- ・議会報告会の開催
- ・請願、陳情者の意見聴取など

5. 市長と議会の関係

市長との緊張関係の保持や質疑での一問一答、市長の反問権付与

- ・一問一答と反問権の運用
- ・議決事項の追加など

6. 議会運営の基本ルール

地方自治法上の法定事項の他、委員会の適切な運営や議員間自由討議の実施など議会活性化に向けた取り組み

- ・政務活動費の公表
- ・専門的知見の活用
- ・参考人、公聴会制度の活用など

7. 体制整備

議会の機能強化のために、研修の充実や広報広聴機能、事務局体制の充実を図る

8. 政治倫理・身分

市民の代表として責任感を持って責務を果たし、議員の品位を保つ

9. 改革の推進

議会運営などを見直し、不断の議会改革を継続して推進するための会議の設置

10. 条例の位置づけ等

その他の条例との関係、条例の見直し手続きを規定